

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷六十二第

行發日一月四年三和昭

## 論叢

臺灣の小作制度 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎  
 相續税の補完としての贈與課税 . . . . . 法學博士 神戸 正雄  
 保險學の本質 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

## 說苑

琉球の天然資源と人 . . . . . 法學博士 山本美越乃  
 コンツェルンに就いて . . . . . 經濟學士 磯部 喜一  
 委任經理に就いて . . . . . 經濟學士 楠見 一正  
 フィジオクラートの價值論 . . . . . 經濟學士 山本 勝市

## 雜錄

合理化方法としての經營設備の改造 . . . . . 經濟學士 大塚 一郎

## 法令

米及穀ノ輸入制限ニ關スル件・昭和三年勅令第二十號ノ施行ニ關スル件・前年度核算ヲ施行スルノ件

(録 録 録)

# 經濟論叢

第二十六卷 第四號

(通卷第百五拾四號)

昭和三年四月發行

## 論叢

### 臺灣の小作制度 (其二)

河田 嗣 郎

#### 第一章 土地制度沿革概要

臺灣に於ける小作制度は今尙ほ甚だ幼稚な状態に在つて、多くは遠き昔からの慣行を其儘に保存して居るに過ぎない。さればその現状を詳かにするためには慣行について調べてみななければならぬが、小作の慣行を知るためには臺灣開發以來の土地制度の概様について其の沿革を窺つてみる必要がある。

西紀千六百年頃に和蘭人が臺灣に占據するに至つてから以後のことは、やゝ事實の徵すべきも

のがあるが、その以前のことは多く知る由もない。たゞその全土に涉つて蕃人が散在して居て狩獵を主とし多少の幼稚な農業を營むで居たことが知り得られるのみである。そして少數の支那人と和寇の部類に屬する日本人との移住したり交通したりして居たことが知り得られるのみである。

蘭人が臺灣に占據するに至つてからは、追々に臺灣も近世的な意味に於て開發せられることになつたが、それは臺南地方を中心とし主として南部地方の一小部分に限られた。そして當時和蘭の採つて居た方針は所謂商業植民主義であつて貿易上の利益を得ることに重きを置いて居て、良好なる港灣を占領して貿易上の足場を堅めることを主としたから、土地の開拓や農業の奨励には十分の方が致されたわけではなかつた。それでも臺灣は蘭人のお蔭で小部分ながらも開拓せられることにはなつたのである。

蘭人が臺灣に布いた土地制度についても史乘にこれを詳にしないが「蘭人自ラ資本ヲ給シ土民ヲシテ開墾ニ當ラシメ……租穀ヲ徵收シ之ヲ王田ト名ケ民ハ其田ヲ私有世襲スルニアラスシテ之ヲ官ニ受ケ租ヲ收メタルモノトス即人民ハ唯其土地ノ小作權ヲ有スルニ過キスシテ所有權ハ蘭人ニ屬シ所謂官佃ノ主義ヲ行ヒタルモノ如シ」とせられてある。<sup>1)</sup>(註II佃の意義は後に記す)

蘭人の臺灣占據は一六〇〇——一六六一年頃のことであつて、次で鄭成功の時代となつたのだ

1) 臨時臺灣舊慣調査會第一部調査第二回報告書第一卷六頁。

が、其統治は軍政的だつたにしろ之に依て支那の人民と思想と制度とが臺灣を支配する根據が据へられることゝなつた。

鄭氏の土地拓殖方法は主として屯田の制に依り、蘭人に代つて地制を布き官田と私田と營盤に屬する土地との區別を設けた。官田は蘭人時代の王田に當るもので其所有は鄭家に屬し耕人は皆官の小作人であり、やはり官佃主義を踏襲したのである。私田は鄭氏の宗黨及文武官が有力な人民と協力し個人を招來して開墾したもので、小作料を佃人から取立て公課を官に納め、其所有は宗黨文武官又は有力者に屬したのである。營盤に屬する土地とは屯兵開墾地であつて、屯田して自耕自給するものを營盤と名け、その土地は「三年開墾、然後定其上中下則、以立賦稅」とせられてあるから、其開墾地は墾者の私有に屬せしめられたやうである。<sup>2)</sup>

鄭氏時代は一六六一——一六八三年で次いで清朝統治時代一六八三——一八九五年となる。此時代に至つては臺灣に對する支那人(特に福建人と廣東人)の移住益々盛に行はれ、土地の開墾は愈々廣きに涉つて行はれるやうになつた。そして臺南地方は既に蘭鄭時代に於ては開墾し盡されて居たから、清朝時代に益々多くの移住者を見るやうになつてからは、開拓は更に南部地方や遠く北部地方に伸び行くことになつた。

清朝時代に入つてからは土地制度を如何にしたかといふに、鄭氏時代の制度を整理し、官田私

2) 同上九——一〇頁。

田は悉く私業（註II業の權利としての性質は後に記す）と爲し、又從來の租額を酌減し、鄭氏の産は悉くこれを民に歸せしめ其租額も多少輕減した。即ちこれに依つて官佃の制は廢滅に歸することゝなつた。<sup>03)</sup>

以上略記する所に依て觀れば、臺灣の開拓は先づ臺南地方を中心として行はれ、其の地方に於ては土地制度も蘭人時代鄭氏時代清朝時代と統治者の變るに連れて多少づゝ變遷して來た。そして當初は現に土地を耕作する者は官有地の小作人たるに過ぎずその私有權は認められなかつたが、鄭氏時代から官有地以外に私有地が認められるやうになり、清朝時代に入つては官有地主義はすたれて土地に對する私有權は一般的に確立されるに至つたのである。然し清朝時代に於てはその私有權は、所謂業主權なるもので完全な所有權とはやゝ其性質を異にするものであつた。そして小作制は所謂佃制としてこれに伴ひ變遷し又發達したのであるから、業主權者と佃人との間には複雑なる權利關係が出來上ることになつた。

されば臺灣に於ける小作慣行を詳にせんが爲には、斯くの如くにして變遷し來たれる土地制度特に清朝統治の下に發達した土地制度に伴ひて造り成されたる土地に對する財産權について、更によゝ詳しく觀察する所がなくてはならぬ。そして清朝時代に於ては開拓が蕃地を除く以外廣く全島に及ぶやうになつたから、其統治に伴ふ土地制度や土地に關する財産權の構成も、全島に涉

3) 同上——一四頁。

つて行はれることゝなつた。固より地方に依り慣行上多少づゝの相違の存するは言を俟たざる所である。

## 第二章 土地に關する權利

### 第一節 概 觀

何れの國に在つても封建的制度の行はれる時代には土地に關する權利は多く重複して居て其間の關係の錯雜なるを常とする。日耳曼古法や英國法に於てもさうであつたが、我國の庄園制度を見ても、上に領家又は本家あり中間に地頭あり、其下に庄司又は庄長ありそして最下位に百姓が居るといふ風であつた。下つて徳川時代に至つても上に諸侯あり其下に庄屋又は名主といはれるものが居り、そして其下に農民が居て農民中に又地主といふやうなものゝ小作人ゝがあつた。此等の人々は何れも皆土地に關して一定の収益的な權利を有つて居たのであつて、其間の關係はまことに複雑なものであつた。臺灣に於ても亦一地に關して租權と稱する數種の収益的財産權が相重なり合つて居ることになつたのである。

臺灣に於て小作農業に従事する者の土地に對する實際の關係を見るに、直接土地を占有して之を耕作する者は即ち小作人であつて佃人又は現耕佃人といはれ、此者に土地を貸與し年々一定の

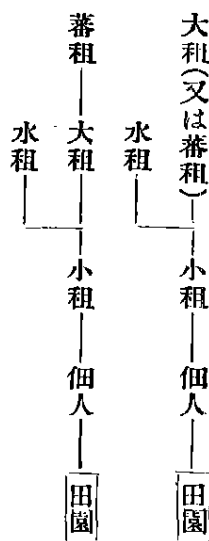
4) 拙著「農業經濟學」第二編第一章第四節參照。

小作料を取る者を小租戸といひ其小作料(租穀)を小租といふ。所がこの小租戸の上に又一の権利者がある場合が少くない。即ち小租戸から一定の租穀を取得する者であつて之を大租戸といひ其租穀を大租と稱する。小租戸及大租戸をば俗に稱して頭家といふ。

この關係は一見複雑であるが、臺灣に於て土地の開墾せられたる狀況を考へてみれば容易に了解することが出来る。所謂大租戸は當初官府又は蕃人から土地の開墾權を取得した者で、自らは之を開墾しないで又更に之を小租戸に貸與へて開墾せしめ、其代償として租穀を納入せしめるのである。大租戸は官に對しては地租を負擔するが、蕃人から土地の開墾權を獲た場合にはこれに蕃租を納める義務を負ふ。然るに蕃人から土地の開墾權を得た者が自ら土地の開墾を爲した場合には、彼は小租戸となり蕃租は大租となるわけである。

右の狀態なるが故に臺灣の農地に對しては、先づ直接に其上に存する權利としては小作權があり、其上位に小租權あり、又其上位に大租權あり、此等が相重なつて居るのである。然るに尙ほ臺灣の土地は天然的には水利の便が悪くて多くは人工的な水利に依るものであるから、他人の放資に依て出來た水利を受くる者はこれに對して年々一定の金穀を水租として負擔せなければならぬ。そこで普通には右の小租權の上に更に水租權が存する。そして大租權の上には更に蕃租權があり、若くは大租權に代つて蕃租權が存する。試に此等の諸權の重複せる有様を圖解すれば左の

如し。<sup>6)</sup>



右は普通の状態であるが、例外としては、大租と小租とが同一人に歸するもあり、又土地はこれを小作せしめないで小租戸が自作するものもある。又地方に依ては名稱の異なるもあり、又全く大租小租等の権利の存せないものもある。又納租義務の負擔者も上に示すやうな順序を経ないで契約に依つて佃人が小租戸に代つて大租水租蕃租等の一部若くは全部を納入する場合も少くない。殊に納租義務の實際上に於ける負擔に至つては、小租戸たる者と佃人との間の小作地に關する需給状態や兩者間の經濟上社會上等の實力の消長に依つて定まる事情が多いから、小作地の供給が需要に對して不足したり小作人の力が弱かつたりする所では、小作人たる佃人に於て水租は勿論のこと大租や蕃租も悉く負擔するやうな場合の生ずることが少くないのである。

## 第二節 業 主 權

5) 臺灣舊慣制度調査一斑二十三頁。臺灣舊慣調査會第一部調査第一回報告書上卷六十二頁。



前節に示す所に因て是を觀れば、臺灣に在つては土地に對しては、内地に於てこれを見るやうな單純な所有權といふものは存せない。田畑については、小租戸なるものが之に對する實權を有し、之を占有收益處分することを得て、恰も所有者のやうな地位を占めて居る。けれども其上には大租の負擔がついて居て完全な權利ではなく、恰も所有權の上に地役權などの負擔のついて居るやうな有様である。

元來支那法系には土地の所有權なる觀念が存しないのであつて、臺灣に於ても土地に關する權利者は概してこれを業主といひ、其權利を業主權といふ。たゞ其權利の性質内容等は殆んど所有權に近く、上に示すやうに負擔附所有權と見れば太過ないのである。

此事について、臺灣舊慣調査會報告書は『抑支那ノ法理ハ英國法ト同シク普天之下莫非王土ヲ以テ根本ノ主義ト是支那法ニ土地ノ所有權ナル觀念ノ存セサル所以ナリ而シテ支那ニ於ケル此主義ノ仍テ基ク所ヲ案スルニ封建法ノ主義ニ從ヒ公法私法ヲ區別セス領土主權ト私法上ノ所有權トヲ同一視スルニ出タルコト疑ナシト雖トモ然カモ支那ニ於テハ必スシモ此思想ノミニ非ス遠ク其由來ヲ探レハ古來土地ヲ以テ公有ノモノトシ私人ノ之ヲ私スルヲ禁スルヲ以テ政治ノ基礎ト經濟ノ大本ト爲シタルノ形跡アリ』<sup>6)</sup>と説いて居る。其通りに違いない。

次に業主の字義であるが、臺灣では業の字は常に不動産を指すのが慣用だから、業主といへば

6) 調査第一回報告書上卷六十八頁。

不動産の主といふ意味に解するのが普通である。然し業といふ字の本來の意義は生業、作業、永業若くは世業などいふ場合に於けるが如く物自體を指すのではない。たゞ後世之を轉用して田園屋宇其他山場、陂蕩、碾磨、店肆、車船等の類で生産の根本となり得べきものを業と呼ぶことになつたのだが、動産は之を物といつて業とはいはない。従てたゞへ不動産でも荒蕪地で生産の用に立たないものは業とはいはない。其代り動産でも車と船とは之を業といふを常とするのである。<sup>7)</sup>

そこで舊慣調査會の報告書は次のやうに説明して居る。即ち曰く「業トハ頗ル英國法ノ *Business* ノ觀念ニ類似シ必スシモ權利ノ物體タル土地其物ヲ指スニ限ラス一定(一定人?)ニ歸屬スル土地ニ關スル權利ノ全體ヲ指シ恰モ英國ニ於テ所有者ノ質取主、賃借人ノ *Business* アルカ如ク臺灣ニ於テモ大租戸、小租戸、典主等ノ業アリ各其業ノ主タルモノナリトスルノ觀念ナル可シ如斯ク論スルトキハ所謂業主ナルモノハ決シテ之ヲ土地ニ關スル最強ノ權利ヲ有スル者即所有權(者?)ニ比ス可キ者ニ限ラス況ク土地ニ關スル權利ヲ有スル者ヲ包含セサル可ラス是恐クハ支那及臺灣ニ於ケル從來業主ナル文字ニ附シタル意義ナル可シ」<sup>8)</sup>と。

すべて斯やうな有様なれば、臺灣の舊慣に於ては土地に對する完全な所有者なるものは無いのだが、とにかく農地については大租戸や小租戸が所謂業主権者として土地を支配し、小作人たる

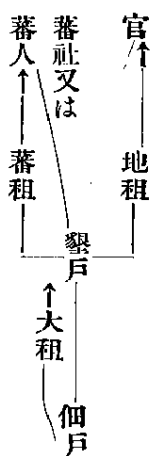
7) 同上七十四—七十五頁。

8) 同上七十六頁。

佃人は此等の者から土地を借りて耕作するのだから、所謂小作關係は此等の業主権者と佃人との間に生じするわけである。そして上にも述べたやうに官府や蕃人から土地の開墾權を獲た者が自ら開墾の事業を行ひ移民を招來して其開墾耕作の勞務に當らしめ其土地を小作せしめる場合もあれば、開墾權利者から引受けた開墾區の實際の開墾をした者が、其開墾地の耕作に付いては更に又他人を招いて之に當らしめることにし、茲に大租戸と小租戸との區別を生ずる場合もある。前者の場合に於ては小作關係は開墾權利者たる墾戸と佃人との間に生じ、後者の場合に於ては小租戸と耕作者との間に生ずる。そして後者の場合には墾戸(又は墾者)に對立せる佃人は變じて小租戸となるが故に、この小租戸に對立してほんとに小作をする者をば現耕佃人といふのである。

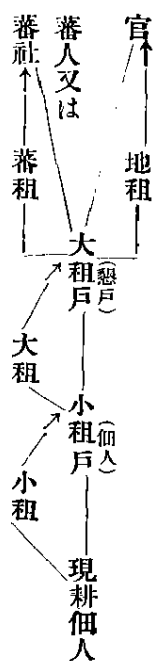
今この二様の場合を解り易く圖解すれば次のやうである。<sup>9)</sup>

(一) 簡單なる場合(現耕佃人の存せざる場合)



(二) 複雑なる場合(現耕佃人の存する場合)

9) 鈴木進一郎「本島の土地制度に就て」(臺灣農事報二百四十三號及二百四十四號別刷) 八頁。



一見よほど複雑に出来て居るやうであるが、すべて開墾に起因する小作制度には、斯の如き關係は普通に生ずる所である。我國内地の小作慣行に於ても開墾に原因する小作慣行などでは、此種の状態を造り出した場合が考へられる。即ち地主といはれる墾戸に當る者と小作人との間に小作關係の存する場合もあれば、兩者間に中間小作人の介在するに至る場合もあり得る。たゞ内地では小作慣行は色々に變遷し又新しい法律觀念の下に習慣の整理された所もあるから、當今では一般的に廣く大租戸、小租戸、現耕佃人といふやうな複雑な關係が存在して居ることはなくなつてしまつたやうである。そして農地についてはその地主權は、これを民法に定めて居る所の所有權として見るよりも、却つて臺灣に於ける業主權として見た方が、實際の状態にはよりよく適合するかも知れない。否寧ろ廣く土地の所有權全體についてこれを業主權的な性質のものとする方が、内地の古來の慣習にもよりよく適合するかも知れない。少くとも内地に於ても民法施行前の慣行としては農地に對する所有權類似的權利は業主權的なものであつたやうである。そしてその業主權は既述のやうに一圓進止的な獨立な權利でなくて重なり合つて存在したやうである。若し

これを所有権といひ得べくんば上級所有権下級所有権として重なりあつて存在したやうである。此事特に永小作制について然るものあるを見る。言ふ迄も無く小作人の権利は其等の権利の最下位に在つて其下積となつて居たものである。

さて上に示す所は業主権の性質及び業主關係についてのことであるが、次に農地を小作に附することについてみれば、臺灣ではこれを賤出といふ。賤出について舊慣調査會報告書の記す所次の如し。<sup>10)</sup>

「臺灣ニテハ、賤出、賤佃、賤管、賤辨、其他招賤、賤耕等ノ文字常ニ見ル所ニシテ其意義タル多クハ土地ノ業主カ他人ヲ招キ自己ノ土地ヲ耕作セシメ又ハ其他ノ作業ヲ營マシムルコトヲ云フナリ。今康熙字典ヲ按スルニ賤ノ字ヲ看ス……然レトモ支那本土ニ於テモ招賤、賤耕等ノ文字ハ、常ニ民間ニ於テ使用スル所ニシテ其意義モ亦臺灣ニ於ケルモノト大同小異ナリト聞ク……淵涵類鑑ニハ賤佃ノ文字アリ其意義タル土地ノ業主ニ代リ耕作スル個人僕隸ト云フニアルモノナレハ賤ヲ以テ之ニ換フルモ其意善ク相通ス可シ其他賤辨賤管ト云ヘルモ皆是主タル責任者アリテ之ニ代リテ管理又ハ處辨スルモノニシテ其關係ハ代辨又ハ請負ニ異ラス、結局僕隸タルノ意ヲ脱セサルナリ從テ賤ノ字ハ僕ヨリ轉化シタルモノニ非サルカ尙後日ノ調査ヲ待ツ」云。

尙續けて賤出の法律關係について説明していふには、「賤字ノ意義大略右ノ如シ從テ賤出トハ

10) 調査第一回報告書上巻八十三—八十四頁。

其正當ノ意義ニ於テハ土地ノ小作權ヲ與フルコトヲ謂フ故ニ出贖者ト承贖者トノ間ニハ純然タル土地ノ貸借關係ヲ生スルニ過キス勿論出贖者ハ多クハ毎年小作料ヲ受クルノ權利ヲ取得シ即租權ヲ有ス……贖出ハ年限ヲ定メ該年限内ニ於テノミ贖出關係ヲ持續スルヲ以テ本義トシ從テ業主權ノ移轉ナキヲ本則トス……承贖者ハ出贖者ニ代リテ耕作スト云フヲ以テ本來ノ觀念トズ」。

是に依て觀れば臺灣に在ては小作關係はこれを贖佃關係といふのであつて、その關係は出贖と承贖とに依て成立ち、出贖者は業主權者であり承贖者は佃人又は現耕作人である。そして兩者間には租(小租)が授受せられるのだが、この場合の租の觀念は大租小租の相對關係を基礎として造られるものである。されば臺灣の小作關係特に小作料を中心として見たる小作關係を知るためには、大租と小租とについて、今少しく詳かに講究する所がなくてはならぬ。

### 第三章 大租と小租

#### 第一節 沿革

臺灣に於ける小作關係には前に述べたやうに租の觀念が附隨するのであるが「租トハ……土地ニ關聯シテ發生スル私法的法律關係ニ基キ權利者ニ於テ年々收受スヘキ利得ヲ云ヒ或ハ之ヲ稅

ト云フ……而シテ大租小租ハ臺灣ニ於ケル租權中最要部分ヲ占ムルモノニシテ田園ノ業主カ他人ニ對シテ負擔スルモノヲ大租ト云ヒ田園ノ業主カ其個人(小作人)ヨリ收受スルモノヲ小租ト云フ<sup>11)</sup>されば小作關係を尋ぬるに就いては小租が最も重き意義を有する。然るに小租は大租と相對關係に在り、小租の意義性質等を究むるには、大租についても併せて觀察する所がなくてはならぬ。

前に明かにしたやうに、當初土地の開墾を爲すために其權利を獲たる者は、開拓の實際に當る人々を招來して土地の開墾と耕作とを爲さしめ、其等の人々は所謂佃戸として墾首に年々一定の租穀を納めたのである。されば當時に於ては墾首は土地の業主であつた。即ち墾首は地主で佃戸は小作人であつた。然るに後に至つては墾首は變じて大租戸となり、たゞ小租戸に對して徵租の權を有するに過ぎざるものとなり、又當初の佃戸は變じて小租戸となつて土地の實權を掌握し業主となるやうになつてしまつた。當初の墾首は概ね有力なる紳民であつて廣大の地面に渡り權利を有し多數の佃人を招いて其地域と人々とを支配し小諸侯の觀があつた。其收受する租は小作料的性質のものであつたけれども實は租税に近いやうなものであつた。從て其業主權は段々に土地と直接の關係を失ひ佃戸に對する權利となると同時に、他方佃戸は直接に土地の耕作に従事するものであつたから、自ら其地主たる實權を握るやうになるを避け得なかつた。そして墾首が佃

11) 舊慣調査會第一回報告書上卷百三十二頁。

戸に與へた權利は小作權の性質を有するものではあつたが、それは一種の永小作權的なものであつて、物權的な要素を有つて居た。

斯くて時代の経過すると共に墾首は實權と共に實力を失つて没落する者も少くないのに、佃戸は却つて榮える者が多くなつて、其初め兩者間に結ばれた小作關係は追々に崩れて、佃戸は其小作權を自由に處分したり。又他人を招いて土地を轉貸して又、小作をさす者も多數に生じ、佃戸の下に更に所謂現耕佃人なるものが發生するに至つたのである。斯くて即ち同一の耕地に關して墾首が佃戸から徵收する所のものと、佃戸が現耕佃人から徵收する所のものと二個の收租權が發生し、墾首の收租を大租といひ、佃戸の收租を小租と呼びなすに至つた。

大小租權が分れるに至つてからは、其の何れについても賣買出典が盛に行はれるやうになり、田園に關する法律關係は、一般的に頗る混亂の有様を呈し其弊堪ゆべからざるに至つた。此に於てか光緒十一年劉銘傳が巡撫となつて臺灣に就任すると共に之が改革に志し、終に光緒十四年全島の清丈を行ひ、一般に權利の所在を確定すると共に、諭告を發して小租戸を以て田園の業主と認め、大租戸に對してはその正供義務を免除し、且大租の十分四を控除して之を小租戸の所得に歸し其代り小租戸に正供納付の義務を負はしめることにした。これを劉銘傳の清賦事業といふのだが、その事業は當時の實際狀態に鑑みて田園に關する權義の關係を法制上整理したまでのこと



であつて、これに依て田園の業主権が初めて大租戸から小租戸に移つたわけではない。<sup>12)</sup>

## 第二節 大租小租の性質

先づ大租について見るに、大租権の内容は大租戸が小租戸から年々一定の租穀を收受するを得ることである。その租額は一定して居て當初墾首と佃戸との間に定めた所に従ひ、歳の作柄の豊凶や時勢の變遷に依つて變更することの無いのが慣例である。然し又生租と稱して一定租額を約せないで收穫に應じ割合を以て租額を定める習慣も無いではないが、それは例外的である。そして大租の義務者は法律上は小租戸だけでも、實際上は小租戸と佃人との契約に基き佃人が代つて大租戸に直接に納入する慣習になつ居る。

前に述べたやうに、現今に於ては、大租戸は直接に土地に對しては何等の権利を有つて居ないから、小租戸が大租を納入する義務を怠るも解約をすることが出来ないのみならず、直ちに其土地又は收穫物に對して権利を主張することも出来ない。甚しきに至つては大租戸の何人なるかを知り難いやうな田園も多いのである。

そこで此の大租権なるもの、性質は何であるかといふ問題にぶつつかるのだが、舊慣調査會報告書には『其法律上ノ性質如何我内國法ニハ之ニ比ス可キ權利ナシ地役權ハ義務者ハ唯權利者ノ

12) 調査第一回報告書上卷百三十二—百三十八頁。同第二回報告書第一卷四三—八四頁。鈴木氏『本島の土地制度に就て』一—二頁。

或行爲ヲ許容シ又之ヲ妨ク可キ行爲ヲ爲ササルノ義務ヲ有スルモノニ過キサレハ大租ニ比スルコトヲ得ス若夫レ之ヲ外國法ニ求ムレハ英國法ノ Rentcharge 又獨逸法ノ Realast ハ蓋之ニ酷似セルモノナリ唯其異ナルハ此等ハ何レモ皆土地ト直接ノ關係ヲ有シ義務者ハ土地ノ收獲中ヨリ其義務ヲ履行シ又ハ其土地ヲ以テ其義務ノ擔保ト爲スニ反シ大租權ハ全ク土地ト直接ノ關係ナク全ク小租戸其人ニ對スル權利ナリ(中略)則大租權ハ素ヨリ債權ナリト雖トモ然カモ普通ノ債權ノ如ク其效力全ク相對的ニ限ラルルモノニ非ス何人ト雖モ大租權ノ占有ヲ得タル者ハ債權者ト爲リ何人ト雖トモ小租權ヲ占有スル者ハ債務者ト爲リ此範圍内ニ於テハ其債權ノ内容ハ之ヲ第三者ニ對抗シ得可キモノトス<sup>13)</sup>と説いて居る。要するに一種特異な權利と見る外はないやうである。

次に小租權の性質については『法理上之ヲ云ヘハ之ヲ債權(小作權)ト認メサルヲ得ス然レトモ又(一)占有ハ當時已ニ佃戸ニ在リタルモノノ如ク(二)又其權利ハ無期限ニシテ永遠ニ繼續ス可キモノトシ(三)且佃戸ハ自由ニ其土地ノ耕作方法ヲ定メ自由ニ果實ノ收益ヲ爲スコトヲ得タルモノナレハ名ハ小作權ナレトモ一種強力ナル永小作權ニシテ當時已ニ物權タルノ要素ヲ具備セルモノナリ』と説明してある。此方は大租權に比し遙かに權利の性質が明瞭で、當初から所有權に近き永小作權のものであつたと見て大過ない。即ち其權利の内容としては(一)小租戸は其土地の占有を有し之を他人に賃貸せる場合にも現今普通の賃貸關係に於て所有者の有すべき占有は小租戸こ

れを有する又(二)小租戸は完全なる土地の使用収益の權利を有し此點に於ては其權利は無制限であつて、小租戸は自由に其土地の性質形狀を變ずることが出來又之を毀損滅失せしむることも出来る。又小租戸は自由に現耕個人を招いて其土地を賃貸し自由に個人を變じ又如何なる契約でも締結するを得る。そして其土地を賤耕(小作)に附するときはその契約に基き小租を收受する債權を得るけれども之が爲に毫も其權利が制限を被ることは無いのである。<sup>14)</sup>

かゝる内容を有する權利なるが故に、小租權の性質については「小租戸ハ通常其田園ヲ現耕個人ニ賃貸シ小租ヲ收ムルノ慣習ナルヨリ此名ヲ生スルニ至リタルモノナレトモ……小租收受ノ如キハ其權利ノ効力ノ一ニ過キス……此權利ノ内容効力ニ依リテ之ヲ見ルニ、

(一)小租權ハ直接ニ土地ヲ占有支配スルノ權利ニシテ且第三者ニ對抗スルコトヲ得從テ其物權タルコト疑ナシ

(二)小租權ハ大租義務ヲ負擔スルノ外完全ナル土地ノ使用、收益、處分ノ權能ヲ包含ス………全ク土地ニ對スル最上ノ實權タリ臺灣舊慣ニ依レハ之ヲ其田園ノ業主權ト認メサル可ラス………若夫今日ノ法學上其性質何ニ屬ス可キヤト云ハハ蓋一種ノ負擔附所有權ト云フヲ以テ最モ適當ト爲スコシ」と解説してある。<sup>15)</sup>

是に因て考ふれば、現時の實狀に在つては簡單に小租戸なる者を地主と見、その下に在る個人

14) 同上百五十一——百五十二頁。

15) 同上百五十四——百五十五頁。第二回報告書第一卷一二五頁。調查一斑百十七頁。

(現耕個人)を小作人と見ても大した間違は生じないのであつて、要するに現時の意味に於ける小作關係はこの兩者間に存する。而してその小作人たる個人が小租戸たる業主権者に對して有する權利はその小作契約の内容に従て定まるものに外ならぬが、それは權利の性質としてはやはり普通の債權(賃借權)としての小作權たるに過ぎないのである。

### 第三節 大租小租の物體、納付方法及額

大租は何に依て納められるか即ち其物體如何といふに、北部地方に在つては當初は皆租穀(粃穀)を以てしたのだつたが、現今では田に就いては粃穀を納め園については其租穀を墾成當時の時價に換算した金額を以て納むる慣習である。<sup>16)</sup>南部地方に在つては本色(物納)を以てするものと金錢を以てするものと二種あり、田園の產物又はそれより製せられたるもの(例へば租糖)を以て納入するものは本色を以てするといはれるのであつて、金錢を納付する場合には銀計算に依る慣習である。<sup>17)</sup>又大租の收納は豊凶を論せず定額を以てするものと收穫高を一定の比率に依て大租業主間に分配するものと二方法がある。前者を硬租又は死租、鐵租、結定租といひ、後者を抽得分收の租法といふ(軟租、生租、活租などともいふ)ことは南北共通である。<sup>18)</sup>

大租の租率は定額のものゝ墾成當時に於て地味の肥瘠水利の有無等を斟酌して定めたもので一

16) 第一回報告書上巻百五十七頁。

17) 第二回報告書第一卷一〇三頁。調査一斑百二十二頁。

18) 同上。鈴木氏前掲書一三頁。

定の標準はないが、凡その全收穫の十分一を以て標準とし之を上中下の三等に分つを例とする。

即ち上田八石、中田六石、下田四石。上園六石、中園四石、下園二石を定例とする。そして定まつた租率は歳の豊凶、権利者若くは義務者の變遷等に依り増減改正するを得ざるを原則とする。<sup>19)</sup>

抽的租に於ける大小租戸分收の割合は一九抽的即ち一と九の割合に分けるものと一九五抽的即ち一五と八五との割合に分けるものが最も多い。二八抽的、三七抽的といふのもある。<sup>20)</sup>

次に小租の物體について見るに、小租として佃人より業主に給付するものにも本色と銀納とがあるが、概して田については本色を以てするものゝ如く、園については銀納が多い。そして小租收納の方法について、臺灣土人は其方法の異なるに依り貸借の名義を分つことがある。一を賈耕といひ他を作分、抽得又は分收といふのである。此區別について舊慣調査會第二回報告書には『暫ク本島人ノ陳述スル所ヲ聞クニ曰ク賈ト稱スルハ租額確定シ存贖(續?)期間定マリ且立契ヲ要スルモノヲ云ヒ反之作分、抽得又ハ分收ト云フハ期間ノ定ナク立契セス小作料ハ收穫高ヲ或一定ノ比例ヲ以テ佃人及業主間ニ分配スルモノヲ云フト又或地方ニハ音相通スルヨリシテ賈ハ縛ナリ又ハ縛死ナリト稱スル方言アリ其意賈耕ヲ約シ毎年若干ノ租額ヲ定タルトキハ豊凶ニ關セス之ヲ納付セサル可ラサル束縛アリ反之作分ハ年ニ豊凶アルモ一定ノ比率ヲ以テ業主ト佃人トノ間ニ分配スルカ故ニ絶對的ニ損失ヲ蒙ルコトナシト云フニ在リ而シテ前者ヲ硬租、死租等ト稱シ後者ヲ抽

19) 第一回報告書上卷百五十八頁。第二回報告書第一卷一〇五頁。

20) 鈴木氏前掲書一四頁。

得租生租等ト稱スルコト大租ト異ルコトナシ」と説いてある。そして「贖耕と作分との區別はたゞ其呼稱を異にするだけのことで其法律上の性質は皆賃貸借の債權關係たること疑なしとしてある。<sup>21)</sup>

小租の租額は全く田園の肥瘠水利の便否等土地の有する性質及び其經濟價値の大小により又經濟界の狀況や業主と佃人との實際關係によつて定まるものであつて、大租の場合のやうに大體の標準の定まつたものはない。そして小租額を定めるには小作地の全區域についてこれを協定し、小作人は小作地に附隨する佃寮(住家及農作小屋等)をも併せ借用するを常とするから、小租額の中には佃寮の家賃其敷地々代等をも包含する。又小作契約を爲す當時に敷金即ち小作料の保證金として積地銀なるものを出す慣習のある所から其積地銀の額の多少に依つても小租額に影響がある。其他なほ大租の多寡、水租の有無、交通の便否等に依つても小租額は異なる。<sup>22)</sup>

併し大體に於て、普通の狀況と見られる所によれば、北部地方では、田一甲につき粃約六石乃至五十石(我三石八斗乃至三十一石七斗)畑一甲につき約五圓乃至三十五圓であつた。南部地方では粃下田五石乃至十石(我三石二斗乃至六石四斗)中田二十石内外(我十二石八斗内外)上田三十五石(我二十二石四斗)であり、畑は下畑十圓内外、中畑二十圓内外、上畑三十圓乃至四十圓であつたと記されて居る。<sup>23)</sup>

21) 第二回報告書第一卷一二六頁。

22) 第一回報告書上卷百六十六頁。

23) 鈴木氏前掲書一八頁。

抽的租について業主と個人との分收の割合は、五分五分の割合にするもの（對平均分）業主四分個人六分、業主六分個人四分の割合に分けるもの等がある。<sup>24)</sup>

要するに小租については其額や率の定め方は慣習上色々になつて居て大租に於けるよりも状態は複雑である。然し小租権の性質内容等については、其の成立當時は小作権的の性質のものであつたにしても、後には殆んど完全な所有權に近いものとなつてしまひ、従て當初は大租も小租も共に小作料的な性質を有つて居たにしても、後には前者は租税としての公法的な性質のものとなり小租のみが小作料としての性質を有することになつたから、現在の臺灣の小作制について研究するに當つては、小租の性質や、其納付の方法や其額若くは率の定め方などは最も注意を要する次第である。

## 第四章 佃 關 係

### 第一節 佃の沿革及意義

臺灣に於ては廣く小作關係を佃關係といふのであるが、その關係は前に明かにしたやうに遠く蘭人占據時代から始まつたものである。當時の人民は皆王田の小作人であつた。鄭氏時代に於て

24) 同上。

も蘭人時代の王田については官佃主義を繼續した。又鄭氏の宗黨文武官は士庶の有力なるものと力を協せ招佃墾耕して其田を私田と稱し小民をして之を小作せしめた。臺灣が清國の領有に歸してからは官佃主義は廢せられ、官有地の小作關係は消滅し、佃人は大抵土地の業主となつたが、其代り墾戸と佃戸との關係を生じ、初は墾戸を土地の業主としたが、後には佃戸は土地の實權を得てしまつた。其れと同時に移民の來住は益々多きを加へ田園不足するに至つたから佃戸の下に更に現耕佃人を生じて後二者の間に小作關係の生ずるに至つたことは既に述べた通りである。されば現時の意味に於ける小作の起元は臺灣農業發達の第二期に屬するものと見なければならぬ。

然らば佃とは果して如何なる眞意義のものであるかといふに、舊慣調査會報告書の示す所によれば、<sup>25)</sup>佃の本義は土地を耕耨するを行爲を指すとしてある。これを相對的の意味のものとなし土地の業主に對して佃人と呼ぶに至つたのは後世の發達にかゝるものだとのことである。それに又臺灣に於ては佃の字は廣義に解せられ田園は固より厝地、店屋、埤圳に至るまで苟も業主以外の者がこれを耕作したり使用したりして利益を享受する位置に在るときは皆これを佃と呼ぶ習慣になつて居る。然しその狹義な解釋としては、他人(小租戸)の管業に係る田園の小作をいふこと勿論である。従て小租戸にして自作するものは佃ではない。尤も其起元に於ては小租戸は大租戸から佃權を得たものであるから、現時に於ても大租戸からしては小租戸を佃人とか佃戸とか呼ぶ習

25) 第一回報告書上卷二百七十二頁。



慣がないではない。又或場合には小租權の讓渡を稱して退耕といひ恰も耕作權の移轉なるが如くに見られるけれども、之れ亦沿革に出づるに過ぎないとのことである。

## 第二節 普通の佃關係

前節に示す如く佃といへば皆耕作の爲めにする土地の貸借であるが、その佃には二種の區別がある。一は土地の長期貸借であつて、佃權者は土地そのものに對する權利を取得し其法律關係は物權的性質を有するものである。之を永佃といひ内地の永小作關係と同一類に屬する。他は單純なる土地の貸借であつて、個人は業主に對して土地使用の債權を得るに過ぎない。これを普通に佃といひ内地の普通の小作同様である。

本節に於ては普通の佃關係について見、永佃關係のことは次節に於て述べる。

佃關係は謂ふ迄もなく業主と個人との間の契約に依て成立つのだが、其契約は口頭に依るもの大部分を占め、書面によるのは租穀若くは租銀について後日紛議の生ずる恐あるものとか、契約の確實なることを希望する特別の事情ある者の間に於てこれを見るのが慣例であつた。

佃の目的物としては普通の田園は固よりのこと蕉園、埔地、山場、魚塭等についても皆佃契約が結ばれ得る。尤も山場や埔地は其開墾を目的とするのが多いから契約上の期限長く永佃關係の

成立つのが多い。又茶園魚塭等には茶藨又は塙藨の附屬する場合があつて、これ等も亦佃の目的物となり得る。

佃の期間に關する慣習は三年五年といふやうな短期なるが多く、稀に十年以上といふやうなものもある。又期間に關しては何等明示的な約款のないものが少くないのであつて、これ等は永佃關係ではなく却つて何時にても解約することの出来るものと考へられるを例とするが、賃料が滞なく納められて行けば随分長年に涉つて佃關係の繼續せられるのが實際には多い。

佃關係が成立てば、佃人は一定の權利を得ると同時に義務を負擔する。先づ佃人の權利方面について見るに、<sup>26)</sup>佃人は其小作期間内は自由に其田園を耕作し收益することを得、又其田園に附隨せる田藨と共に借受けたるものに居住し且其附屬物を利用することを得る。耕作收益又は利用の方法は佃人自由にこれを定むるを得るけれども、田園の性質形狀を變じたり田藨を改築するには必ず業主の承諾を得なければならぬ。田藨及附屬物の修理は佃人に於てこれを負擔するのが普通だが、此點に關しては反對の約束をすることを妨げない。又田園そのものに關しても其保存は佃人の義務であつて、事變に因て荒廢するも納租の義務の免除又は減額を請求することを得ないのが通例である。

佃人の權利は業主の承諾なくしては之を處分し又は轉貸するを得ざるを原則とする。若し其承

26) 第一回報告書上卷二百七十七頁。第二回報告書第一卷六一八頁。調査一頁百六十六頁。

諾を経て轉貸すれば新佃人之に代つて直接に業主の佃人となる。

土地の業主は佃人の承諾を経ないで其田園を處分するを得るを原則とし、新業主はたとへ佃契約期限内といへども佃人を撤退するを得る慣習であるが、臺灣では普通早稻と晩稻と二期作になつて居り兩者を合せて一農期となる例だから、其中間に佃人を換へることは困難で、従て少くとも晩稻の收穫を終る迄は舊佃人が引續き耕作することになる。

次に佃人の義務の方面について見るに、<sup>27)</sup>其主たる義務は謂ふ迄もなく小租の納付である。小租の額は田に在つては物納で全收穫の十分四乃至六を普通とするが、佃人の取得は通常その一年内の糧にも不足勝であるに加へて、米價の變動や時々災害は佃人の生活を困難に陥れしめる。租穀又は租銀の納入時期は土地の種類、地方々々の慣習、契約の如何等に依て同一様でないが、先租後耕のものと先耕後税のものと二つに分ち得られる。前者は翌年度分を本年陰曆十二月中に納入し、後者は收穫を終つた時に納入する。即ち多くは陰曆十二月中を以て其時期とする。但園地に在ては翌年二、三月頃を以て納入期とするものも少くない。そして前者は土地肥沃でその需要の多い場合に行はれ、後者は土地瘠薄でその需要の少ない場合に行はれる。

契約上の租穀又は租銀は年の豊凶に拘らず之を納入すべきものとなつて居ることは前に示した通りだが、水害旱損等の場合には業主と佃人と立會の上で之を減額することがある。又業主が減

27) 第一回報告書上巻二百七十八頁。第二回報告書第一卷六二一頁。調査一斑百六十六頁。

額しないでも實際に於て納入しない例は多い。

個人は小租の外に向ほ契約により大租、水租、蕃租、庄中科派（庄費）其他衛生保甲等の費用を負擔するのが寧ろ通常である。然しこれ等は業主に代り納入することを約したまでで自己固有の負擔ではない。即ちこれに應じて小租額を減すべき性質のものである。

大體以上のやうであるから、普通の佃關係に於ける權利義務は業主と個人との間の債權債務たる性質のものである。個人の權利は田園そのものに對する物權的のものでないのである。

### 第三節 永佃關係

普通の佃關係以外に土地の長期の賃借を爲し、佃權者は土地そのものに對する權利を取得し、其權利はこれを佃權者に於て自由に處分することを得、其土地の業主に變更あるも佃權者はその權利を新業主に對抗するを得る所の永佃關係がある。<sup>28)</sup>然し斯くの如き永佃關係は昔は多かつたけれど近時に於ては前から存続するもの以外には新に設定せられるものは少い。

臺灣の永佃關係はたゞ其期間が比較的長いといふだけではない。永佃又は永耕たるには其期間は原則として永遠無窮なることを要するとするのが一般の觀念である。然し同時に又其期間は永遠無窮ならざるも尙ほ永佃として物權的權利を有するものと認めなければならぬ場合もある。

28) 第一回報告書上卷二百八十一—二百八十三頁。第二回報告書第一卷五九—六一五頁。

る。即ち貸借期間に長短の別あるは、其發生の原因に差違あるが爲であつて、從て之より生ずる権利の效力に強弱の差を生じ、長期間を約したる佃關係は土地其物に對する關係が一層密接なるものがあるのである。

併し何れにしても永佃權といへば、佃人が耕作又は牧畜等の目的の爲に他人の土地の上に權利を取得し、其權利は之を第三者に對抗するを得、且これを賣買出典するも自由なる場合に限るべきものである。斯くの如き關係は臺灣では慣習上主として永佃又は永耕を約し其期間の永遠無窮なるもの若くは十年二十年といふやうな長い期間を約した佃關係に於て見られる。

永佃の設定は普通の佃の設定と異なる所なく當事者の契約のみに依て爲され得る。そして昔はたゞ口頭の約束で成立つものが多かつた。契字(文書)を用ゐたるものに在ては、業主から交付したものは、招贖、招佃、招耕、許贖等といひ、佃人から交付したものは佃耕、認贖、認佃等と呼び、其他たゞ單に贖字といひ若くは合約字、約字等ともいひ、一定したことはなかつた。契約文書の内容に依て之を判斷する外はないのである。

小作料は永佃に於てもやはり贖價又は贖税といひ租銀、税銀、租谷、租粟等の名も用ゐられ、永佃關係に於てもその設定と共に之を定むるを例とする。

前に一言したやうに、近時の狀態としては長期の佃關係を契約するものは、普通の田園には其

例少く、たゞ個人に於て其土地に對し多くの資本と勞力とを要する場合に過ぎない。從てそれは多くは開墾等の行はれる場合である。それと同時に永佃關係は佃關係の確實なるを要する場合に約されることが少くない。其實例は學田の墾耕などに於て見ることが出来る。併し茲に一々摘録する必要はあるまい。

さて以上述ぶる所は大體清朝領有期までの慣行であるが、臺灣が我が領有に歸してからも、尙ほ大租戸、小租戸、現耕個人と相分れたるもの、存在し又佃關係なるもの、存在する状態が續いて居た。然るに兒玉總督は明治三十六年以來大租權の整理に着手し、同年十二月にその第一歩として大租權を確定し其後に於ける大租權の設定を禁止した。(明治三十六年十二月律令第九號)

次の事業としては右の如くにして一旦確定した大租權を消滅に歸せしめた。(明治三十七年五月律令第六號)そして當時の大租戸に對しては補償金を支拂ひ其補償金額は大租額に臺灣總督の定むる所の率を乗じて算定することにした。

茲に於てか臺灣には最早大租戸なるものは存在しないことになり、小租戸と現耕個人とのみが分立し、小租戸は完全なる業主となつた。これは小租戸の實際上の地位と其權利の性質内容とが上に述べたやうなものである所から見て、これを所有權者に引上げることが正當と見られたから

である。そして今大租戸がなくなつてしまつたからにはこれに對して小租戸の存する理由もなくなつたから、これを單に業主といふことになり、又佃人に對してこそ現耕佃人の區別を認める必要もあつたが、其元來の佃人であつた小租戸が業主權者となつて見れば、現耕佃人はたゞこれを個人といへばよいことになつた。そしていふ迄もなく、その業主と個人との間に佃關係といふ小作關係が成立つのである。

所が大正十二年一月からは臺灣にも本島人間の親族相続に關する事項以外の總べての事項につき民法が施行せられるやうになつたから、業主權、永佃權、佃權はすべて所有權、永小作權、賃借權として取扱はれることになつた。そして法律上では業主といふものも佃人といふものもなくなり、即ち今では臺灣の小作關係も内地同様に地主と小作人との間に成立つことになつたのである。<sup>29)</sup>併し實際上に於ては依然として慣習の重んぜられるは言ふ迄もない。(未完)

29) 鈴木氏前掲書一九一一二頁。舊慣調査會第二回報告書第一卷五九八頁。